

第三十五回

大津町農業委員会

令和八年五月十一日

第35回大津町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和8年5月11日(月) 9:30から10:57

2. 場 所 大津町役場 3階 会議室302AB

3. 出席農業委員 (12人)

1番 古庄 廣継	2番 東 一夫	3番 西村 千香
4番 藤本 勝昭	5番 宮崎 京子	6番 宮崎 恵美
7番 府内 公生	8番 岩本 勝	9番 今村 太
10番 大村 礼美	11番 荒木 博文	12番 津田 恵美

出席農地利用最適化農業委員 (4人)

2番 中尾 信幸	8番 荒木 幸一	12番 野村 哲也
17番 本田 喜代治		

4. 欠席農業委員 (0人)

欠席推進委員 (1人) 15番 永田 陽一

5. 議事日程

日程第1	開 会
日程第2	議事録署名委員の指名
日程第3	会期の決定について
日程第4	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第6	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第7	議案第4号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について
日程第8	議案第5号 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農用地利用集積等促進計画(利用権設定)の意見について
日程第9	議案第6号 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農用地利用集積等促進計画(所有権移転)の意見について
日程第10	議案第7号 大津町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について
日程第11	議案第8号 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 齊藤 孝浩 事務局次長 府内 優也 事務局 堀江 大成

7. 会議の概要 別紙のとおり

【令和8年5月11日 第34回定例総会議事録 別紙】

- 事務局 定刻になり皆さんお揃いですので、定例総会を始めてよろしいでしょうか。
それでは、荒木職務代理者から開会の宣言をお願いいたします。
- 職務代理 ご起立をお願いします。みなさん「おはようございます」。着席をお願いします。
す。只今から令和8年5月、第35回定例総会を開会いたします。
- 事務局 日程第1、開会。開会に当たり、津田会長よりご挨拶をお願いいたします。
- 会 長 挨拶あり
- 事務局 ありがとうございます。
続きまして、会議の成立ですが、本日は、農業委員全員が出席されておられますので、総会が成立していることをご報告いたします。
次に議長選出ですが、議事進行につきましては、会長をお願いします。
- 会 長 それでは、議長ということですので議事を進めさせていただきます。
日程第2、議事録署名委員の指名です。7番 府内 公生委員と
8番 岩本 勝委員をお願いします。
- 日程第3、会期の決定についてです。お諮りします。5月の第35回定例総会
は、本日1日を持って終了としたいと思いますが、ご意見はございませんか。
(意見なし)
賛成の方は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成と認めます。5月の第35回定例総会は本日1日をもって終了と
します。
- 議案審議に入ります。日程第4、議案第1号を上程いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは議案第1号、農地法第3条に係る申請についてご説明いたします。議
案書は1Pをお願いします。
農地法3条では、調査書に記載した各項目に該当する場合、いわゆる農業者の
要件を満たさない場合は許可できないとなっております。
定例総会において、調査書の第2項第1号から第6号により判断しております。

3条の1、調査書は1P、申請地見取図は1P～2Pをお願いいたします。
申請地は大字平川地内にある農地3筆です。

申請理由は、親子間での贈与による所有権の移転です。甘藷の栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。

調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。
以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、平川地区ですので、
府内委員から説明をお願いします。

府内委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字平川地内の農地です。
申請の内容は、平川地内の畑3筆4, 332㎡について親子間での贈与による所有権の移転を行うものです。
譲受人は農家です。今回、譲渡人と譲受人双方で贈与の話がまとまったため、申請に至りました。
農業機械等は、所有するトラクターなどを使用することとなっています。
現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
平川地区担当は野村推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 問題なかったと思います。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。
（質問・異議なし）
許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
（全員挙手）
全員賛成と認めます。

3条の1、親子間での贈与による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして、3条の2について事務局の説明を求めます。

事務局 3条の2、調査書は2P、申請地見取図は3P～4Pをお願いいたします。
申請地は大字矢護川地内にある農地6筆です。
申請理由は、売買による所有権の移転です。甘藷の栽培を予定されており、
周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。
調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。
以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、矢護川地区ですの
で、今村委員から説明をお願いします。

今村委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字矢護川地内の農地です。
申請の内容は、矢護川地内の畑6筆7, 240㎡について売買による所有権
の移転を行うものです。
譲受人は農家です。今回、譲渡人と譲受人双方で売買の話がまとまったため、
申請に至りました。
農業機械等は、所有するトラクターなどを使用することとなっています。
現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
矢護川地区担当は永田推進委員ですが本日欠席です。事務局で何か意見は
預かっていますか。

事務局 永田委員より「特に意見はありません」と連絡があっております。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、
ご質問等はありませんか。
(質問・異議なし)
許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成と認めます。

3条の2、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして、3条の3について事務局の説明を求めます。

事務局 3条の3、調査書は3P、申請地見取図は5P～6Pをお願いいたします。
申請地は大字杉水地内にある農地4筆です。
申請理由は、売買による所有権の移転です。牧草の栽培を予定されており、
周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。
調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。
なお、譲受人は外国籍であります、永住権を持っており配偶者が日本人である
ことから全部効率利用要件についても問題ないことを確認しております。
以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので、
私から説明をします。

津田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字杉水地内の農地です。
申請の内容は、杉水地内の畑4筆5, 191㎡について売買による所有権
の移転を行うものです。
譲受人は農家です。今回、譲渡人と譲受人双方で売買の話がまとまっ
たため、申請に至りました。
農業機械等は、譲受人が従業員として所属する農業法人のトラクター
などを使用することとなっています。
現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしく願います。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
杉水地区担当は本田推進委員です。今回の申請についてご意見等はございま
せんか。

委員意見 ここにつきましては以前から遊休農地でした。道路沿いの一等地の農地であ
り困っていましたが、長年地主さんと話をつづけた結果、不動産を通じて売買が
進んだところです。遊休農地がなくなり地元として喜んでいます。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、
ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の3、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして日程第5、議案第2号を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第2号、農地法第4条に係る申請についてご説明いたします。
議案書は2Pをお願いいたします。今回1件の申請がなされております。

4条の1、意見書(案)は4P、申請地見取図は7P～8Pをお願いいたします。

申請地は大字岩坂地内の農地です。

1の転用目的は貸家です。

農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、例外規定の「集落接続」に該当し、転用は可能です。なお、昨年に共同住宅として整備する計画で令和7年5月28日付け4条許可を取得されましたが、情勢の変化により戸建賃貸に変更せざるを得ないとの判断から、許可書の返戻を行い、改めて申請されています。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長

説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、岩坂地区ですので、荒木委員から説明をお願いいたします。

荒木委員

現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字岩坂地内で、上岩坂バス停の南東約10mに位置する農地です。

申請の内容は貸家です。立地条件及び交通の便が良い申請地で貸家を整備することで家賃収入を得て生活の安定を図ることを目的としております。

隣接農地所有者には説明がなされており、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。

現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長

担当農業委員の説明が終わりました。

岩坂地区担当は中尾推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特にありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

4条の1、貸家への転用については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして日程第6、議案第3号について上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第3号、農地法第5条に係る申請についてご説明いたします。
議案書は3Pをお願いいたします。今回4件の申請がなされております。

5条の1 意見書(案)は5P、申請地見取図は9P～10Pをお願いいたします。

申請地は大字大津地内の農地です。

1の転用目的は個人住宅への転用で、所有権の移転です。譲受人から見て、譲渡人は祖母に当たります。

農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、例外規定の「集落接続」に該当し、転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、大津地区ですので古庄委員から説明をお願いします。

古庄委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は、大字大津地内で、大津北中学校の南に位置する農地です。

申請内容は個人住宅です。

譲受人が営農できる環境を求めており、また出産も控えて現在の住居が手狭になっていることから戸建て住宅の建築を考えていたところ、譲受人の祖母である譲渡人から承諾を得たため、今回の申請となりました。

申請地が個人住宅になることによって農地の分断は生じず、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。

現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 農業委員の説明が終わりました。

大津地区担当は荒木推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特段ございません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の1 個人住宅への転用で所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の2については最後に審議をします。また、5条の3につきまして、こちらは事業計画変更の1と関連の案件となりますので、事業計画変更の1の際に一括して審議いただきます。

続きまして、5条の4について事務局に説明を求めます。

事務局 5条の4 意見書(案)は8P、申請地見取図は15P～16Pをお願いいたします。

申請地は大字平川地内の農地です。

1の転用目的は資材置場への転用で、所有権の移転です。

農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地となっていることから「第2種農

地」で、代替地の検討もされていることから転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、平川地区ですので府内委員から説明をお願いします。

府内委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は、大字平川地内で、大津北小学校の西約1,500mに位置する農地です。

申請内容は資材置場です。

譲受人が所有する資材置場のみでは手狭となり、候補地を検討したところ、熊本方面への中継地点として申請地が最適であったことから今回の申請となりました。

申請地が資材置場になることによって農地の分断は生じず、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。

現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 農業委員の説明が終わりました。

平川地区担当は野村推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特にありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の4 資材置場への転用で所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして日程第7、議案第4号を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第４号、農地法第５条の規定による事業計画の変更についてご説明いたします。議案書は４Pをお願いいたします。今回１件の申請がなされております。

事業計画変更の１、こちらは５条の３と関連の案件となります。

意見書（案）は７P及び９P、申請地見取図は１３P～１４P及び１７P～１８Pをお願いいたします。

申請地は大字引水地内の農地です。

１の転用目的は宅地分譲への転用で、所有権の移転です。

農地の区分は、都市計画法第８条第１項第１号に規定する用途地域内にある第１種住居地域、第２種低層住居専用地域となっていることから「第３種農地」に該当し、転用は可能です。

事業計画の変更は、令和７年１２月１９日付で宅地分譲への転用が許可されていきました。所有者の所在が不明な農地や、売買をお断りされた農地について、交渉の未取得することができることとなったことから、事業面積を拡大し、今回事業計画の変更申請が提出されています。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、引水地区ですので古庄委員から説明をお願いします。

古庄委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は、大字引水地内で、熊本地方法務局阿蘇大津支局の南約２８０mに位置する農地です。

申請内容は宅地分譲です。

交通の利便性が良く、住環境に適した土地であることや、用途地域内であり周辺は住宅地として整備が進んでいることから、今回の申請となりました。

申請地が宅地分譲されることによって農地の分断は生じず、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。

現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 農業委員の説明が終わりました。

引水地区担当は、和田推進委員に代わり現地担当の大村委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特にありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

農地法第5条の規定による事業計画変更の1については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

併せまして、関連案件であります5条の3について、委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の3 宅地分譲への転用で所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

ここで、日程第6、議案第3号、5条の2について審議を行いたいと思います。事務局の説明を求めます。

事務局

5条の2 意見書(案)は6P、申請地見取図は11P～12Pをお願いいたします。

申請地は大字新地内の農地です。

1の転用目的は特定建築条件付売買予定地への転用で、所有権の移転です。

農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地に該当しますが、例外規定の「集落接続」に該当し、転用は可能です。

なお、申請地につきましては農地法第3条許可を得て令和5年度に譲渡人が取得しております。当時は、所有する農地全てを農地として利用している、いわゆる全部効率利用要件について疑義が生じていたため、それを担保するため「確実な圃場進入路の確保」と、年に一回の「栽培状況の定期報告」を許可条件として付されておりました。

今回5条申請が提出されたため、それらの条件の状況について譲渡人に確認したところ、提出された書類の真偽が定かでないことから、現在熊本県に相談し対応を検討中でございます。

小委員会審議では、事実確認に時間を要すること、県に報告するうえで整理が必要なこともあり、本件を「継続審議」とする意見で決定しております。

また、小委員会審議の中で、事実確認等ありましたのでご報告します。

当初農業委員会から出した3条許可の条件の中に、農地の進入路がないことから農業機械が入るような侵入口の確保と、譲渡人が牧草の植え付けを行い酪農家に売るという売買契約を締結されておりましたので、その報告を年に1回するよう条件を付していました。

現地調査時に譲渡人から聞き取りを行い、ちゃんと作付けしていると話があり、譲渡人から提出いただいた酪農家からの領収書には2年間で6回牧草の売買があるようになっておりました。また、当時の事務局次長が現場で植え付けている状況と進入路が確保されていることを確認しておりました。土地改良区からも進入路について許可は出しているようでした。

しかし、契約先の酪農家に確認したところ、植え付けは2回行ったようですが、契約した金額で全て売買したということについては正確ではないというお話でした。

3条許可の条件不履行をもって5条許可ができないということになるのか県に確認し、次回総会時に皆様にご報告できるかと考えております。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、新地区ですので岩本委員から説明をお願いします。

岩本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は、大字新地内で、大津中学校の南約250mに位置する農地です。

申請内容は特定建築条件付売買予定地です。

周辺地域の宅地化が進み、企業の進出により若い世代の増加が考えられ、地域の活性化も期待されていることから今回の申請となりました。

申請地が特定建築条件付売買予定地になることによって農地の分断は生じず、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。

なお、事務局から説明があったとおり、提出された書類に疑義が生じていることから、現地調査後の小委員会審議では、「継続審議」の意見でした。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 農業委員の説明が終わりました。

今回の申請について、小委員会に参加した委員から意見を伺いたいです。

よろしければ荒木職務代理から本件に関する意見があればお願いします。

委員意見 県と協議してもらい、対応が明確になった時点で判断したほうが良いと考えますので、継続審議がいいかと思えます。

- 委員意見 牧草が植えたような形跡がないように感じられました。継続審議でお願いしたいと思います。
- 委員意見 継続審議としたほうが良いと考えます。
- 委員意見 申請地の隣接地に住んでいる最適化推進委員に確認したところ、生育状況は確認できなかったと話がありました。熊本県の厳しい審議に諮った方が良いと考えます。
- 委員意見 3条申請した内容のとおり進めてもらえばよかったのですが、現地を見て疑問を生じました。熊本県の方で厳しい判断してもらわないと、今後の農業委員会の在り方というのが問われるのではないかと考えます。
- 委員意見 5条の方は問題ないと考えますが、やはり3条の方で問題あると考えます。現在進入路が確保されていますが、砂利が敷かれていた形跡があり農地として利用していないというのは一目瞭然の状態でした。皆さんと同じように、熊本県の厳しい判断を伺うのが一番だと考えます。
- 事務局 ご意見ありがとうございます。問題点等を熊本県に情報を共有してしっかり整理していきたいと思えます。事務局としては、今回の5条申請の取り扱い及び今後農地法3条申請が出された場合の取り扱い、以上2点について整理をする予定です。
- 会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「継続審議」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。
- 西村委員 継続審議については賛成です。現状として農地なのですか。
- 事務局 現況は農地で、ただ作物が生育されている様子ではありませんでした。
- 会 長 私から追加で報告ですが、3条許可時の現地調査で進入路が確保されていなかったため、譲受人に質問をしていたことを記憶しています。そのため進入路を確保するという条件付きで進めるよう話をしていました。
また譲受後に転用することも考えられたため、当時その点も譲受人に問いました。周辺道路の幅が条件に満たないので転用は不可と当時は証言されていましたが、3年経過して道路が整備されることに伴い転用申請を出したと先日の現地調査時に話していました。

先程、話があった申請地の隣接地に住んでいる最適化推進委員が生育状況は確認できなかったという証言が本当なのであれば、本件は継続審議として県の意見を仰いだほうが良いと思います。

他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

継続審議とすることに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の2 特定建築条件付売買予定地への転用で所有権の移転については、継続審議とすることと決定します。

続きまして日程第8、議案第5号について上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第5号 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農用地利用集積等促進計画(利用権設定)の意見についてご説明します。議案書は5P～10Pとなります。

今月の申請は17件で、全て一括方式となります。

申出書面積の合計は101,891㎡(約10町1反)です。

貸人、転貸人、借人、経営面積、利用権を設定する農地等につきましては議案書に記載のとおりです。

審議の結果、今回の計画(案)が決定された場合は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、中間管理機構に正式な計画書を作成するよう要請書を提出することになります。

今回の計画(案)は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第1号で規定する基本方針及び農地中間管理機構事業規定に適合し、設定を受ける者は同法同項2号で定める農地全てを効率的に耕作し、農作業にも常時従事すると認められると判断されます。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長

事務局の説明が終わりました。

時間を設けますので、内容の確認をお願い致します。

(2～3分程)

それでは審議に入ります。

農用地利用集積等促進計画(案)についてご意見・ご質問等はございませんか。

(意見・質問なし)

それでは、農地中間管理機構の農用地利用集積等促進計画(案)について、こ

れを決定し、計画書作成を要請することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

議案第5号 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農用地利用集積等促進計画(利用権設定)については、これを決定し、中間管理機構へ計画書作成を要請することとします。

続きまして日程第9、議案第6号について上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第6号 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農用地利用集積等促進計画(所有権移転)の意見についてご説明申し上げます。議案書は11Pとなります。

令和7年4月以降の売買に伴う所有権移転については、中間管理事業推進法による売買事業となります。

抵当権等の整理・代金支払い・登記事務など農業者が安心して所有権の移転ができること、また、農地集積を図るための県内唯一の公的機関であり、大津町も含めた県内の自治体が出資している団体である「財団法人熊本県農業公社」が、旧農業経営基盤強化促進法に基づき農地中間管理機構の事業の特例として実施する「農地売買等事業」を活用し実施しています。

農振農用地区域内の農地が対象です。

今月の所有権移転申出書・計画書の件数は3件です。

譲渡人、譲受人、所有権を移転する農用地、所有権移転内容につきましては議案書に記載のとおりです。譲受人の規模拡大に伴い、農業公社から買い入れる計画です。

申出書面積の合計は、8,018㎡、対価の合計は4,871,500円です。

番号1と2につきましては、譲渡人の規模縮小に伴い、農業公社が買い入れる計画です。

番号3は、公社が買い入れた農地を担い手経営体へ売り渡すものです。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長

事務局の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

農用地利用集積等促進計画(案)の所有権移転についてご意見・ご質問等はご

ございませんか。

(意見・質問なしの場合)

それでは、大津町長が定めた農用地利用集積等促進計画の所有権移転について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

議案第6号 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条による農用地利用集積等促進計画（所有権移転）については、原案どおり承認・決定とし、公益財団法人熊本県農業公社へ農用地利用集積等促進計画の策定を要請します。

続きまして日程第10、議案第7号について上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第7号大津町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についてご説明申し上げます。

議案書は12P～17Pとなります。

内容といたしましては、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様が、最適化活動を行なうにあたっての指針の策定や、3年後、10年後の具体的な目標や点検・評価方法が定められています。

農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定により、農業委員会は指針を定めなければならないと規定されていることから、今回議案として上程させていただきました。見直しに際し、現状の数値、目標数値を設定いたしましたので、ご確認、ご意見をお聞かせいただきたいと思います。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長

説明が終了しました。

時間を設けますので、内容の確認をお願い致します。

(2～3分程)

それでは審議に入ります。

ご質問・ご意見は、ございませんか。

荒木委員

農地面積が2,140haになっています。これは以前からの変更が反映された数値でしょうか？

事務局

この数値は2020年度の農林業センサスから持ってきています。

2025年に農林業センサスが実施されましたが、市町村毎の確定した面積が発表されておりませんので、そのままの数値となっています。

- 西村委員　　これまで農地転用等で減った農地の面積を、記載することはできないでしょうか。
- 事務局　　解消目標の数値は令和7年の利用状況調査の結果となります。
ここから再生困難である農地を削除したり、受け手が見つかった耕作放棄地を削除して正確な数値に近づける予定です。
- 大村委員　　集積・集約の面からお話します。矢護川地区では基盤整備が進んでいますが、それも加味した数値となっているのでしょうか？
- 事務局　　基盤整備の内容を加味した内容にはなっていないので、利用状況調査の結果など、他のことも考慮しながら正確な数値にする予定です。
- 荒木委員　　農地転用が進んでいますが、最新の状況もまとめて教えていただければと思います。
- 事務局　　毎月の転用件数や面積はまとめています。次回の総会時にでもご提示できればと思います。
- 会　長　　他にございませんか。
それでは、大津町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
（全員挙手）
全員賛成と認めます。
- 議案第7号、大津町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」につきましては、原案どおり承認・決定とします。
- 続きまして日程第11　議案第8号を上程いたします。
その他について事務局から審議案件はありますか。
- 事務局　　（事務局次長が資料を説明）
お手元に配布しております「R8.5.11　総会時　委員配布資料」をご覧ください。
- ・6月の現地調査及び小委員会予定について
（案はR8.6.3（水）　午前9時00分～　2階　町民協働ルーム）
 - ・6月の定例総会予定について

(案はR 8. 6. 1 0 (月) 午前9時3 0分～ 3階 会議室3 0 2 A B)

- ・ 毎月の【農業委員会活動記録簿】の提出について
- ・ 令和8年度農地等利用最適化推進施策を実現するための意見書(素案)の内容確認について

会 長 他にございませんか。何もなければ、本日、農業委員会に付託してありました議事日程につきましては、すべて終了しました。最後に閉会を、荒木職務代理者をお願いします。

職務代理 これをもちまして、令和8年5月の第35回農業委員会定例総会を終了いたします。大変お疲れ様でした。

令和8年5月11日

本日の審議は、上記のとおり相違ないことを証明いたします。

議 長 津田 忠美

議事録署名委員

安井 勝

議事録署名委員

府内 公生